

（緊急制動表示灯）

- 第286条の4** 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の4第3項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第279条第1項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第284条の2第1項の規定を準用する。
- 2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の4第4項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第279条第2項第2号から第5号までに定める基準を準用し、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第284条の2第2項第2号から第4号まで及び第6号に定める基準を準用する。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている緊急制動表示灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。